

「住民主体の訪問型サービス」が変わりました

サービス項目が拡大

町は、高齢者の日常生活のちょっとした困りごとをサポートするために、NPO法人などが主体となって活動する「住民主体による訪問型サービス」を実施しています。令和2年4月より利用できるサービス項目が増えましたので活用ください。

- 1 対象 ①要支援認定を受けている方
②事業対象者の認定を受けている方（基本チェックリストに該当した方）
- 2 実施団体 町内で住民主体による訪問型サービスを提供するNPO法人など
- 3 サービス 送迎サービスの変更点（下記の(新)の部分のサービス内容が追加になりました）

送迎サービス（住民主体訪問型サービスD）の内容

(1)通院等をする場合における送迎前後の付添い支援	(2)通いの場や一般介護予防事業における送迎支援
ア 通院	ア 一般介護予防事業への送迎
イ 日常の買い物	イ 高齢者大学への送迎
ウ 役場や金融機関等での用事足し	ウ 住民主体の地域サロン等への送迎
エ 墓参り、冠婚葬祭(新)	エ 趣味や信仰の集いへの送迎(新)
オ 病院・施設などのお見舞い(新)	
カ 町外の通院のためのバス停や駅までの移動(新)	
キ 理美容(新)	
ク 入浴施設(新)	

サービス提供団体の皆さまへ～要件と助成額の変更

町はサービス提供団体と選定された場合、運営支援のため助成金を交付しています。4月から下記のとおり団体要件、助成額などを変更しました。

(1) 日常の困りごとに対する軽度の生活援助（訪問型サービスB）の変更点

- 団体要件** 町内で活動する町税等を滞納していない団体であること
(法人格の要件がなくなりました)。
- サービス内容** 「外出のために安全な環境を確保するための草刈り・草むしり」を追加
- 助成額** ・サービス提供時間が30分未満 1件につき240円⇒300円
・ 〃 30分以上60分未満 1件につき400円⇒500円

(2) 送迎支援（訪問型サービスD）の変更点

- サービス内容** 上記の表のとおり用途が拡大になりました。
 - 助成額** ・送迎支援（片道）1件につき200円⇒300円
・送迎支援（往復）1件につき400円⇒500円
・任意の自動車保険料1台につき上限20,000円⇒22,000円
- ※新規の提供団体を随時募集しています。詳細は問い合わせしてください。



申し込み・問い合わせ先：高齢者介護課（地域包括支援センター） ☎82-5560

第4期白老町地域福祉計画(案) パブリックコメントの実施結果

◆意見件数 0件

地域福祉計画とは、住み慣れた地域（日常生活圏域）において、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、それぞれの圏域の実情に応じたかたちで、行政や保健・福祉などの関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための計画です。

第4期計画は、「制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みづくり」を基本理念とし、基本目標は①みんなで支え合う仕組みづくり、②共生の人づくりとまちづくり、③福祉サービス向上のための仕組みづくり一を掲げました。これら理念と目標を基に、令和2年度～令和6年度までの5年間、さまざまな施策を展開し計画の推進をしていきます。

問い合わせ先：健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541